



佐賀県公報

平成20年
6月24日
(火曜日)
第13061号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

◎特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程の一部改正

(二八二・県民協働課)

◎佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部改正

(二八三・生産者支援課)

○道路の供用開始

(二八四・道路課)

正誤

◎平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第三号中訂正

(総務法制課)

◎平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第四号中訂正

() () ()

◎平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第一二号中訂正

() () ()

○ 告示

◎佐賀県告示第二百八十二号

特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程(平成十年佐賀県告示第六百二十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十年六月二十四日

佐賀県知事 古川 康

第二条中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第二百八十三号

佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱(昭和五十五年佐賀県告示第七十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年六月二十四日

佐賀県知事 古川 康

第二条第二項中「知事が別に定める者への貸付けに係るものに限る。」を「地域材の年間取扱量がおおむね五千立方メートル以上で、かつ、間伐材等の取扱量が地域材の取引量のおおむね二千五百立方メートル以上の事業者(以下「中規模事業者」という。)への貸付けに係るものに限る。」及び「」、「構造改革促進資金、新規市場開拓支援資金及び高性能住宅資材供給資金にあつては三倍」を「(立木、素材又は木材製品について、長期的かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等を締結するとともに、同業種間の連携を図る者であつて、かつ、連携後における年間素材生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量の合計がおおむね五千立方メートル以上のもの(以下「垂直・水平連携者」という。))への貸付けに係るものを除く。」にあつては三倍、間伐等促進資金(地域材の年間取扱量がおおむね一万立方メートル以上で、かつ、間伐材等の取扱量が地域材の取引量のおおむね五千立方メートル以上の事業者(以下「大規模事業者」という。))への貸付けに係るものに限る。及び経営高度化促進資金(垂直・水平連携者への貸付けに係るものに限る。))にあつては二倍」に改める。

第四条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号及び第九号を削る。

第十二条(見出しを含む。)中「木材産業等高度化推進運営協議会」を「佐賀県木材流通対策連絡会議」に改める。

別表の1の項の貸付資金の種類を次のように改める。

1 素材生産合理化 資金	(1) 素材生産資金 (森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者(森林法(昭和26年法律第249号)第
-----------------	---

ね5,000^{m³}以上の事業者)、素材市場に係る市場開設者若しくはその組織する団体(素材の年間取扱量がおおむね15,000^{m³}以上(垂直・水平連携者にあつては、連携後におけるその年間取扱量の合計がおおむね17,000^{m³}以上)の事業者)又は製品市場に係る市場開設者若しくはその組織する団体(木材製品の年間取扱量がおおむね25,000^{m³}以上(垂直・水平連携者にあつては、連携後におけるその年間取扱量の合計がおおむね27,000^{m³}以上)の事業者)のうち長期的かつ安定的な契約、協定等(以下「契約、協定等」という。)に基づき立木等の引取りに必要な資金を借り受けようとする者が、立木、素材又は木材製品の計画的な引取りを行うのに必要な短期の運転資金をいう。)

(2) 資源循環推進資金

(森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産者を営む者若しくはその組織する団体(素材の年間生産量がおおむね3,000^{m³}以上(垂直・水平連携者にあつては、連携後におけるその年間取扱量の合計がおおむね5,000^{m³}以上)の事業者)のうち契約、協定等に基づき素材生産及び造林(請け負わせる場合を含む。)を行うのに必要となる資金を借り受けようとする者が、素材生産及び造林を行うのに必要な短期の運転資金をいう。)

(3) 木材加工資金

(集成材製造施設、人工乾燥施設、薬剤処理施設、プレカット加工施設、廃木材破砕・再生処理施設、製材用省力化設備、合板用省力化設備、木製組立材料製造用省力化設備及び合板用原材

材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業者(素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000^{m³}以上(垂直・水平連携者にあつては、連携後におけるその年間取扱量の合計がおおむね5,000^{m³}以上)の事業者)、合併等により新たに設立された木材の加工を行う事業者(素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000^{m³}以上の事業者)のうち契約、協定等に基づき素材又は木材製品の引取りに必要な資金を借り受けようとする者が、木材の加工を行うのに必要な短期の運転資金をいう。)

(4) 木材需要拡大資金

(森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会又は木材製造業を営む者若しくはその組織する団体(素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000^{m³}以上(垂直・水平連携者にあつては、連携後におけるその年間取扱量の合計がおおむね5,000^{m³}以上)の事業者)のうち契約、協定等に基づき素材又は木材製品の引取りに必要な資金を借り受けようとする者が、木材の需要拡大に資する活動を行うのに必要な短期の運転資金をいう。)

(5) 原木確保協定資金

(木材の製造、木材の卸売又は木材市場に係る事業者のうち、原木を安定的に確保するため契約、協定等に基づき立木又は素材の引取りに必要な資金を借り受けようとする者が、立木又は素材の計画的な引取り及び木材の加工を行うのに必要な短期の運転資金をいう。)

別表の5の項の貸付条件の欄中「第19%」の次に「(勘冊・欠付勘冊)の減額(10%)を計上して、第17%」を加え、同表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項及び9の項を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第二百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年六月二十四日から平成二十年七月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び神崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀外環状線	神崎市神崎町本告牟田字三本杉二〇一番一地从先から 神崎市神崎町本告牟田字三本杉二〇七番一地从先まで	平成二〇・七・一

○正誤

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第三号中訂正

頁	箇所	誤	正
7	右から一行目	様式第4号(第9条関係)	様式第2号(第9条関係)(その2)

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第四号中訂正

頁	箇所	誤	正
4	下段 右から四行目	第八条第三項 第一項第四号 第一項第五号	第八条第二項 前項第四号 前項第五号

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第四号中訂正

頁	箇所	誤	正
4	下段 右から四行目	第八条第三項 第一項第四号 第一項第五号	第八条第二項 前項第四号 前項第五号

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第二号中訂正

頁	箇所	誤	正
2	下段 左から九行目	勘定内訳簿	、勘定内訳簿

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年六月二十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社